

年(西暦)	国(国連等の動きを含む。)	県
昭和51年(1976)		10.15 小牧大山、青鳥山、吉祥山を自然環境保全地域に指定
昭和52年(1977)		4.22 伊熊神社社叢を自然環境保全地域に指定
昭和53年(1978)		3.24 小堤西池、大沼を自然環境保全地域に指定
昭和54年(1979)		3.2 白鳥山を自然環境保全地域に指定
昭和55年(1980)	10.17 ラムサール条約の発効 11.4 ワシントン条約の発効	
昭和56年(1981)	3.3 日中渡り鳥等保護協定に署名 4.30 日豪渡り鳥等保護協定の発効 6.8 日中渡り鳥等保護協定の発効	
昭和59年(1984)	3.12 温泉法施行規則の一部改正	3.28 茅原沢を自然環境保全地域に指定
昭和63年(1988)	11.11 愛知高原国定公園計画の見直し 11.11 飛驒木曾川国定公園計画の見直し 12.20 日ソ渡り鳥等保護条約の発効	4.22 桜淵県立自然公園計画の見直し
平成元年(1989)	11. 自然保護基金日本委員会と日本自然保護協会がレッドデータブック(植物編)を発行	9. 緑化基本計画を策定
平成2年(1990)	9.6 三河湾国定公園計画の見直し	5.7 本宮山県立自然公園計画の見直し
平成3年(1991)	5.9 レッドデータブック(脊椎動物編)を発行 5.21 温泉法の一部改正 10.16 レッドデータブック(無脊椎動物編)を発行	4.8 石巻山多米県立自然公園計画の見直し
平成4年(1992)	5.22 生物多様性条約の採択(ナイロビ) 6.5 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)の公布(施行5.4.1) 9.3 世界遺産条約の発効 12.11 希少野生動植物種保存基本方針を告示	
平成5年(1993)	2.10 国内希少野生動植物種等の指定 6.9 第5回ラムサール条約締約国会議を開催(鉏路市) 11.12 温泉法の一部改正 12.29 生物多様性条約の発効	
平成6年(1994)	3.1 国内希少野生動植物種の追加指定(8種) 7.29 国際希少野生動植物種の追加指定(1種) 9.20 温泉法施行規則の一部改正 11.28 生物多様性条約第1回締約国会議(以下「COP」という。)を開催(ナッソー)	
平成7年(1995)	2.16 国際希少野生動植物種の追加等(14科31品目追加8科12品目削除) 4.1 国内希少野生動植物種の追加指定(4種) 7.5 自然環境保全審議会が「自然公園等における自然とふれあいの確保の方策について」答申 10.31 生物多様性国家戦略を策定 11.6 COP2(ジャカルタ) 12.11 天竜奥三河国定公園計画の見直し	
平成8年(1996)	2.1 国内希少野生動植物種の追加指定(3種) 3. ラムサール条約第6回締約国会議で「東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類湿地ネットワーク」を採択 11.4 COP3(ブエノスアイレス)	4.1 環境部に自然環境保全室を設置 10.24 県自然環境保全審議会が「自然環境の保全の当面の取組に対する意見」を知事に提出

年(西暦)	国(国連等の動きを含む。)	県
平成9年(1997)	8. 7 両生類・爬虫類レッドリストを公表 8. 28 植物版レッドリストを公表 9. 5 国際希少野生動植物種の追加等(3種追加3種削除) 9. 8 シギ・チドリ類渡来湿地目録を公表(13地域が重要渡来地として選定され、藤前、汐川干潟が含まれている。) 11. 1 国内希少野生動植物種の追加指定(2種) 12. 28 国内希少野生動植物種の追加指定(1種)	
平成10年(1998)	5. 4 COP4(ブラチスラバ) 5. 8 温泉法の一部改正 6. 12 哺乳類・鳥類レッドリストを公表 10. 28 三河湾国定公園の再点検	10. 20 第4次愛知県緑化基本計画を策定 10. 28 渥美半島県立自然公園計画の見直し
平成11年(1999)	2. 18 汽水・淡水魚類レッドリストを公表 7. 16 温泉法の一部改正 12. 22 温泉法の一部改正	2. 26 壱町田湿地を自然環境保全地域に指定
平成12年(2000)	2. レッドデータブック(爬虫類、両生類)を発行 2. 8 温泉法施行規則の一部改正 4. 無脊椎動物レッドリストを公表 5. 15 COP5(ナイロビ) 7. レッドデータブック(植物I)を発行 8. 14 温泉法施行規則の一部改正 12. レッドデータブック(植物II)を発行	3. 17 自然環境保全等基本方針の改正 3. 24 第8次鳥獣保護事業計画の変更 9. 26 特定鳥獣保護管理計画(カモシカ)を策定
平成13年(2001)	6. 27 温泉法の一部改正	9. レッドデータブックあいち(植物編)を発刊 10. 9 振草溪谷県立自然公園計画の見直し
平成14年(2002)	3. レッドデータブック(哺乳類)を発行 3. 22 温泉法施行規則の一部改正 3. 27 新・生物多様性国家戦略を策定 4. 7 COP6(ハーグ) 4. 24 自然公園法の一部改正(生物多様性の確保等) 7. レッドデータブック(鳥類)を発行 7. 12 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の全部を改正し、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を公布 10. 3 国設藤前鳥獣保護区等を設定告示 11. 18 国設藤前鳥獣保護区特別保護区をラムサール条約登録湿地に登録 12. 11 自然再生推進法の公布(施行15.1.1)	3. レッドデータブックあいち(動物編)を発刊 3. 8 第9次鳥獣保護事業計画を策定 3. 8 特定鳥獣保護管理計画(カモシカ)を策定
平成15年(2003)	4. 1 国立・国定公園特別地域の屋外において集積し又は貯蔵することを規制する物の指定 5. レッドデータブック(汽水・淡水魚類)を発行 6. 15 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律を公布	3. 里山生態系保全の考え方～里山猛禽類を指標として～を策定 3. 25 愛知県立自然公園条例の一部改正(生物多様性の確保等)(施行7.1) 4. 1 県立自然公園特別地域の屋外において集積し又は貯蔵することを規制する物の指定 6. 27 県立自然公園条例施行規則の一部改正公布
平成16年(2004)	2. 9 COP7(クアラルンプール) 4. 1 自然公園法施行規則の一部改正(風力発電施設の基準の追加) 6. 2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の公布 7. 2 国内希少野生動植物種の追加指定(11種)	2. 27 山中八幡宮を自然環境保全地域に指定 3. 12 特定鳥獣保護管理計画(イノシシ)及び特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)を策定 6. 1 愛知県立自然公園条例施行規則の一部改正(風力発電施設の基準の追加)

年(西暦)	国(国連等の動きを含む。)	県
平成 17 年(2005)	2. 24 温泉法施行規則の一部改正 4. 27 外来生物法の特定外来生物を指定(37種) 7. レッドデータブック(貝類)を発行	3. 沿岸域生態系保全の考え方～干潟生態系を中心として～を策定 3. 11 特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)を策定 11. 23 あいちの里山保全ワークショップを音羽町で開催
平成 18 年(2006)	1. 19 アカウミガメ保護のため、自然公園法により車両等の乗入れ規制区域指定の告示(三河湾国定公園内の渥美半島表浜海岸) 2. 1 外来生物法の特定外来生物の追加指定(48種) 2. レッドデータブック(甲殻類等・クモ形類・多足類等)を発行 3. 20 COP8(クリチバ) 6. 14 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正・公布 8. レッドデータブック(昆虫類)を発行 9. 1 外来生物法の特定外来生物の追加指定(3種) 12. 22 鳥類・爬虫類・両生類・その他無脊椎動物レッドリストを見直し、発表	1. 19 アカウミガメ保護のため、自然公園法により車両等の乗入れ規制開始(三河湾国定公園内の渥美半島表浜海岸) 2. 13 愛知県における今後の自然環境保全施策の基本的な方向について環境審議会に諮問 3. 24 海上の森の西部を自然環境保全地域に指定 9. 10 アカウミガメの保護を考えるつどいを田原市で開催
平成 19 年(2007)	1. 16 COP10(2010年開催)の国内候補地が愛知・名古屋に閣議了解 4. 25 温泉法の一部改正 6. 27 エコツアーリズム推進法の公布 8. 3 哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストを見直し、発表 9. 1 外来生物法の特定外来生物の追加指定(1種) 11. 30 温泉法の一部改正(施行20.10.1)	3. 湿地・湿原生態系保全の考え方～適切な保全活動の推進を目指して～を策定 3. 15 愛知県における今後の自然環境保全施策の基本的な方向について知事に答申 5. 13 第61回愛鳥週間全国野鳥保護のつどいを瀬戸市・長久手町で開催 8. 1 第10次鳥獣保護事業計画を策定
平成 20 年(2008)	1. 1 外来生物法の特定外来生物の追加指定(12種) 4. 1 エコツアーリズム推進法の施行 5. 30 COP9(ボン)、COP10の開催地が愛知・名古屋に正式決定 6. 6 生物多様性基本法の公布・施行 7. 25 国内希少野生動植物種の追加等(9種追加、1種削除) 特定国内希少野生動植物種の追加(1種)	3. 21 CBD COP10 あいち・なごや誘致構想を策定 3. 24 奥山生態系保全の考え方～人と自然との共生を目指して～を策定 3. 26 第二次レッドリストを発表 4. 1 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正の施行
平成 21 年(2009)	6. 3 自然公園法及び自然環境保全法の一部改正(生態系維持回復事業の追加等)	3. 18 「レッドデータブックあいち2009」(植物編・動物編)を発刊 3. 20 セミナー「レッドデータブックで見るあいちの生物多様性」を瀬戸市で開催 3. 24 奥山生態系保全の考え方～人と自然との共生を目指して～を策定 3. 26 COP10 あいち・なごや開催計画を策定 3. 30 あいち自然環境保全戦略を策定 6. 20 身近な生きもの発見事業(WE Bを活用した生きもの調査)を開始
平成 22 年(2010)	2. 1 外来生物法の特定外来生物の追加指定(1種) 10. 11 カルタヘナ議定書第5回締約国会議(CO～15 P-MOP5)(愛知・名古屋) 10. 18 COP10(愛知・名古屋)～29	3. 30 指定希少野生動植物種を指定(施行4.1) 4. 2 東谷山及び砦山を自然環境保全地域に指定 6. 30 生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある移入種(淡水域)を公表 8. 23 生物多様性国際ユース会議 in 愛知～27 10. 23 子どもCOP10 あいち・なごや～24 国際子ども環境会議 10. 24 生物多様性国際自治体会議～26

年(西暦)	国(国連等の動きを含む。)	県
平成23年(2011)	7.1 外来生物法の特定外来生物の追加指定(3種) 10.1 生物多様性地域連携促進法の施行	3.30 生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある移入種(陸域等)を公表 10.7 生物多様性自治体ネットワーク設立(初代代表自治体:愛知県)

年表8 地球環境

年(西暦)	国(国連等の動きを含む。)	県
昭和47年(1972)	6.5 国連人間環境会議を開催(ストックホルム)、人間環境宣言の採択	
昭和60年(1985)	3.22 「ウィーン条約」採択(オゾン層保護)	
昭和63年(1988)	5.20 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の公布施行 9.30 「ウィーン条約」加入(オゾン層保護) 9.30 「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の受諾	
平成元年(1989)	3.22 「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」を採択 5.12 地球環境保全に関する関係閣僚会議を設置	11.10 地球環境問題等市町村保健所担当者会議を開催
平成2年(1990)	10.23 地球温暖化防止行動計画を策定	1.4 愛知県地球環境問題行政連絡会議を設置(平成9年度に愛知県環境対策推進会議へ統合) 7.17 愛知県地球環境問題対策推進会議を設置(平成9年度にあいち環境づくり推進協議会へ統合) 7.20 「愛知県における地球環境問題への取組方針」を策定
平成3年(1991)	1.23 第1回地球温暖化アジア太平洋地域セミナーを開催(名古屋市)	
平成4年(1992)	5.9 気候変動枠組条約の採択 6.3 環境と開発に関する国連会議(地球サミット)を開催(リオデジャネイロ)、アジェンダ21採択 6.13 気候変動枠組条約に署名	
平成5年(1993)	1.25 第1回気候変動に関する自治体リーダーサミットを開催(ニューヨーク) 12.24 アジェンダ21行動計画を策定	2.19 県有施設等に係るフロン等対策暫定指針を策定
平成6年(1994)	3.21 気候変動枠組条約の発効	3.30 あいちエコプラン21(愛知県地球温暖化対策推進計画)を策定 12.2 あいちアジェンダ21を策定
平成7年(1995)	3.27 第2回気候変動に関する自治体リーダーサミットを開催(ベルリン) 3.28 気候変動枠組条約第1回締約国会議(以下「COP」という。)を開催(ベルリン) 10.24 第3回気候変動に関する自治体リーダーサミットを開催(埼玉県大宮市) 11.16 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク構想を採択	3.29 愛知県における低公害車普及方針(あいちエコ・カー21)を策定 11.3 あいちアジェンダ・フェア'95を開催
平成8年(1996)	7.8 COP2(ジュネーブ)	3.22 愛知県フロン回収・処理推進協議会を設置
平成9年(1997)	12.1 COP3(京都市) 「京都議定書」の採択 12.29 地球温暖化対策推進本部を設置	3.31 あいちエコエネルギー導入ビジョンを策定 11.26 気候変動名古屋国際会議(第4回気候変動世界自治体サミット)を開催(名古屋市)
平成10年(1998)	4.1 東アジア酸性雨モニタリングネットワークの試行稼働 6.19 地球温暖化対策推進本部「地球温暖化対策推進大綱」を決定 10.9 地球温暖化対策の推進に関する法律の公布(施行11.4.8) 11.2 COP4(ブエノスアイレス)	5.11 地球温暖化シンポジウム・イン・あいちを開催(名古屋市)

年(西暦)	国(国連等の動きを含む。)	県
平成 11 年(1999)	4. 16 「地球温暖化対策に関する基本方針」を告示 10. 25 COP 5 (ボン)	
平成 12 年(2000)	11. 13 COP 6 (ハーグ)	3. 27 あいちエコプラン 2010 (愛知県地球温暖化対策地域推進計画) を策定
平成 13 年(2001)	6. 22 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の公布(施行 13. 12. 21) 7. 16 COP 6 再開会合 (ボン) 10. 29 COP 7 (マラケシュ) マラケシュ合意	
平成 14 年(2002)	3. 19 地球温暖化対策推進本部「地球温暖化対策推進大綱」を見直し 6. 4 <b>京都議定書の締結</b> 6. 7 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正(京都議定書目標達成計画の策定等)(施行 17. 2. 16) 8. 26 持続可能な開発に関する世界首脳会議(環境・開発サミット)を開催(ヨハネスブルグ) 10. 23 COP 8 (デリー)	
平成 15 年(2003)	12. 1 COP 9 (ミラノ)	9. 16 地球温暖化の防止に関する計画(県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく計画)を策定 9. 19 愛知県地球温暖化防止活動推進センターを指定
平成 16 年(2004)	12. 6 COP10 (プエノスアイレス)	1. 30 愛知県地球温暖化防止活動推進員を委嘱(第 1 次) 4. 1 「地球温暖化対策計画書」提出制度開始 7. 21 愛知県地球温暖化防止活動推進員を委嘱(第 2 次)
平成 17 年(2005)	2. 16 <b>「京都議定書」発効</b> 4. 28 「京都議定書目標達成計画」策定 8. 10 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正(温室効果ガスの算定・報告制度等)(施行 18. 4. 1) 11. 28 COP11 及び京都議定書第 1 回締約国会議(COP/MOP 1)を開催(モントリオール)	1. 17 「あいち地球温暖化防止戦略」を策定 8. 2 愛知県地球温暖化防止活動推進員を委嘱(第 3 次)
平成 18 年(2006)	1. 11 クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ第 1 回閣僚会合を開催(シドニー) 6. 7 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正(京都メカニズムの実施)(施行 19. 3. 1) 6. 8 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部改正(行程管理表の導入等)(施行 19. 10. 1) 11. 6 COP12 及び京都議定書第 2 回締約国会議(COP/MOP2)を開催(ナイロビ)	
平成 19 年(2007)	11. 17 IPCC 第 4 次評価報告書統合報告書公表 12. 3 COP13 及び京都議定書第 3 回締約国会議(COP/MOP3)を開催(バリ島)	4. 1 愛知県地球温暖化防止活動推進員を委嘱(第 4 次) 7. 1 「あいちエコチャレンジ 21」(温暖化防止県民運動)キックオフ 9. ストップ温暖化教室開始

年(西暦)	国(国連等の動きを含む。)	県
平成20年(2008)	3.28 「京都議定書目標達成計画」改定 6.13 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正(事業者単位での温室効果ガスの算定・報告等) 7.29 「低炭素社会づくり行動計画」閣議決定 10.21 排出量取引の国内統合市場の試行的実施 12.1 COP14及び京都議定書第4回締約国会議(COP/MOP4)を開催(ボズナニ)	4.1 愛知県地球温暖化防止活動推進員を委嘱(第5次)
平成21年(2009)	9.22 国連気候変動サミットで首相が「全ての主要国の参加による意欲的な目標の合意」を前提に「2020年に1990年比25%削減を目指す」ことを表明 12.7 COP15及び京都議定書第5回締約国会議(COP/MOP5)を開催(コペンハーゲン)	2.1 愛知県地球温暖化防止活動推進員を委嘱(第6次) 3.27 県民の生活環境の保全等に関する条例一部改正(CASBEEあいち)(施行21.10.1)
平成22年(2010)	1.26 コペンハーゲン合意に基づき日本国政府が条約事務局に我が国の中期目標を登録 11.29 COP16及び京都議定書第6回締約国会議(COP/MOP6)を開催(カンクン)	2.1 愛知県地球温暖化防止活動推進員を委嘱(第7次)
平成23年(2011)	11.28 COP17及び京都議定書第7回締約国会議(COP/MOP7)を開催(ダーバン)	2.1 愛知県地球温暖化防止活動推進員を委嘱(第8次)